

2026 年 11 月 9 日(月)

小栗キャップの News Letter

税理士法人ＳＴＲ　代表社員・税理士　小栗　悟

名古屋本部　〒450-0001　名古屋市中村区那古野 1-47-1　名古屋国際センタービル 17F
TEL：052-526-8858　FAX：052-526-8860
岐阜本部　〒500-8833　岐阜県岐阜市神田町 6-11-1　協和第二ビル 3・4 階
TEL：058-264-8858　FAX：058-264-8708
Email: info@str-tax.jp　http://www.str-tax.jp

食事補助の非課税枠が 42 年ぶりに拡大
賃上げとは別枠で使える一手

上限が月 3,500 円から 7,500 円に引き上げ

従業員の待遇を良くしたいが、賃上げは重い。そう考えて食事補助に目を向けても、非課税で会社が負担できる上限は月 3,500 円（月 20 日勤務で 1 日 175 円程度）だったため、これまでは導入するほどの規模になりませんでした。この上限は通達の改正で、2026 年 4 月 1 日以後の支給分から、1984 年以来 42 年ぶりに月 7,500 円へ引き上げられました。ただし、枠が広がっても、要件を満たす必要があります。

非課税になる要件は 2 つ

非課税になるのは現物の食事に限られ、現金で渡すと原則として全額が給与課税されます。要件は 2 つで、役員または従業員が食事の価額の 50%以上を負担すること、会社負担額が消費税を除いて月 7,500 円以下であることです。たとえば税抜 750 円の弁当を月 20 日支給し、本人が半額の 375 円を負担すれば、会社負担は月 7,500 円でちょうど枠に収まります。この枠を超えると超過した分ではなく会社負担の全額が給与課税になります。超えるかどうかは単価と出勤日数で決まり、判定は月ごとなので、日数の多い月だけ超えることもあります。

社会保険は別の基準で見る

社会保険は所得税とは別の基準で判定され、実際の食事代ではなく都道府県ごとの告示額（令和 8 年度の東京都は昼食のみで 1 日 300 円）に置き換えたうえで、本人負担額がその 3 分の 2 以上であれば報酬に算入されません。食事の単価によっては、本人負担が食事の価額の 50%以上という所得税の要件は満たしても、告示額の 3 分の 2 という社会保険の基準には届かず、告示額との差額が報酬に算入されることがあります。告示額は都道府県で異なるので、事業所の所在地で確かめてください。

賃上げの原資とは分けて考える

この非課税枠を最大限活用し、会社負担を月 7,500 円まで使うと 1 人あたり年 9 万円、改正による増加分は年 4 万 8 千円となります。同じ年 9 万円を基本給の引上げで渡すと、従業員に残るのは税を差し引いた後の金額ですが、所得税の要件を満たす食事補助にこの差し引きはありません。既に食事補助を出している会社は、月 3,500 円を前提に組んだままになっているかもしれません。導入や見直しを一度考えてみてはいかがでしょうか。



待遇改善の一手として、食事補助は１人あたり月7,500円まで非課税で出せます。